

議員提出議案第 1 号

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	粕 谷 稔
賛成者	〃	土 屋けんいち
〃	〃	大 倉 あき子
〃	〃	谷 口 敏 也
〃	〃	大 城 美 幸
〃	〃	野 村 羊 子
〃	〃	山 田 さとみ
〃	〃	半 田 伸 明
〃	〃	成 田 ちひろ
〃	〃	中 泉 きよし
〃	〃	蛭 澤 征 剛

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

別表中

「

- | |
|--|
| 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） |
| 4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 |
| 5 他の委員会の所管に属しない事項 |

」

を

「

- | |
|--|
| 3 防災安全部の所管に関する事項 |
| 4 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） |
| 5 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 |
| 6 他の委員会の所管に属しない事項 |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹市組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
(意見を述べようとする者の申出) 第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、<u>同項</u>の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。	(意見を述べようとする者の申出) 第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、<u>前項</u>の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

別表（第2条関係）

改正後			改正前		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 企画部の所管に関する事項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）	総務委員会	7人	1 企画部の所管に関する事項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）
		2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。）			2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。）
		3 防災安全部の所管に関する事項			
		4 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者			3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者

		医療に関する事項を除く。） <u>5</u> 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 <u>6</u> 他の委員会の所管に属しない事項			医療に関する事項を除く。） <u>4</u> 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 <u>5</u> 他の委員会の所管に属しない事項
--	--	---	--	--	---